

仕様書

1 件名

江東区立中学校・義務教育学校（後期課程）における地域クラブ活動事業実施委託

2 目的

文部科学省が令和7年12月に策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」では、急激な少子化が進む中でも、生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会・充実等を図るため、地域の実情に応じた部活動改革に取り組む必要があるとされている。東京都においても、「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」により、都内全ての公立中学校等において、地域や学校の実態に応じた地域連携・地域移行の取組を段階的かつ可能な限り早期に実現することを目指している。

本区においても、こうした社会的情勢を踏まえ、令和7年7月に策定した「江東区立中学校・義務教育学校（後期課程）学校部活動の地域連携・地域展開に関する推進計画（令和8年度～10年度）」に基づき、原則全ての休日部活動の地域展開を進めていく必要がある。

本業務は、休日（土曜日・日曜日・祝日）だけでなく、平日に実施する部活動も「地域クラブ活動」として学校外の団体に委託することで、段階的な地域展開を進めるために実施するものである。

3 委託期間

契約確定日の翌日（令和8年7月1日予定）から令和9年3月31日

4 履行場所

江東区教育支援課（以下「区」という）が指定する場所

5 委託上限額

令和8年度 97,998,000円（税込）

項目ごとの参考額（税抜） ※事務局人件費は上限額とする。

うち事務局人件費	: 19,887,000円
指導料	: 50,328,000円
指導者・事務局交通費	: 4,901,000円
業務運営費	: 5,874,000円
法人管理費	: 項目ごとの提案額の合計10%以内

6 対象地域クラブ

本業務における対象地域クラブは別表1のとおりとする。

7 委託業務内容

業務内容は以下のとおりとする。

(1) 地域クラブ活動運営業務

受注者は、別表1に定める地域クラブ活動の運営を担うため、以下の業務を遂行する。

① 運営事務局の設置

受注者は、業務を担う事務局を設置の上、事務局が地域クラブを運営すること。

② 指導者の確保及び配置

各地域クラブにおいては、主任指導者（主として活動の指導にあたる者）を常時1名配置することを基本とする。その上で、事前に学校長および指導者とのヒアリングを実施し、地域クラブの参加生徒数、種目の特性、現場の要望等を踏まえ、副指導者（主任指導者の補助として活動の指導にあたる者）について柔軟に配置するものとする。従って、指導者の配置人数は、各クラブの実情に応じて適正な配置を行い、大会等に出場することも鑑み、臨機応変な体制を整えること。主任指導者と副指導者の活動内容は、受注者が定めることができるが、主任指導者は副指導者の活動内容を包含すること。また、主任指導者と副指導者が配置されている地域クラブにおいて、やむを得ない事由により主任指導者がクラブ活動の指導ができなくなった場合、臨時的対応として副指導者がクラブ活動の指導を行うこと。なお、副指導者が同一種目の複数クラブの指導を兼任することは差し支えない。

③ 活動内容の確認

各校で実施している地域クラブ活動を定期的に巡視し、指導内容を確認したうえで、改善点があれば区に報告すること。

④ 生徒、保護者、学校及び指導者との連絡調整

受注者は、自らが用意する連絡共有ツールを使用し、活動日の連絡及び生徒の欠席連絡管理を行うほか、地域クラブ活動に関する生徒・保護者からの問い合わせに対応すること。平日の指導者と休日の指導者が異なる場合、連絡共有ツール等を活用し、指導者間の連携を図ること。また、活動時間中のトラブル（怪我や事故、生徒同士のトラブルなど）について、緊急時の対応方法を作成し、区の承認を得たうえで関係者と共有し、緊急時に必要な措置を行うこと。

なお、令和10年度以降に受益者負担の導入を予定しており、受注者が参加生徒の保護者から集金することを想定しているため、集金機能を有した連絡共有ツールを使用することが望ましい。

⑤ 指導者に対する研修業務

受注者は、指導開始前に、指導者に対して安全管理やハラスメント防止等、必要な研修を受講させること。また、指導開始後においても、定期的な研修などを通じて指導者を育成すること。

⑥ 報告書の作成

各回の地域クラブ活動終了後、速やかに活動報告を関係者間に共有するほか、毎月の活動報告を区へ提出すること。

⑦ 地域クラブの効果・検証

受注者は、休日及び平日に活動する2つの地域クラブの関係者に対してアンケートを

実施し、その効果検証を行うこと。調査結果をもとに課題や対応策を整理し、中間報告書及び最終報告書を、発注者の指示する時期に、書面及び電子媒体にて提出すること。

⑧ 大会及び練習試合の引率

各競技団体主催試合等への参加にあたっては、生徒の引率を行うこと。引率は原則として学校で集合及び解散とし、受注者は学校と会場の間を引率すること。ただし、学校長や指導者と相談の上、生徒の安全面や利便性に考慮し、他の場所での集合及び解散とすることも差し支えない。また、指導者は大会の審判等を行うなど、大会運営をサポートすること。

⑨ 地域クラブによる東京都中学校体育連盟・東京都中学校吹奏楽連盟大会出場に関する運用

令和9年度における東京都中学校体育連盟・東京都中学校吹奏楽連盟への登録については、各活動種目を学校部活動で登録するのか、地域クラブで登録するのか、学校長及び指導者と十分協議の上、決定すること。地域クラブとして登録する場合は、連盟主催の大会において、地域クラブが出場主体となるため、必要な登録・引率・運営に関する責任を担うものとする。なお、休日活動のみを対象とする地域クラブであっても、連盟の大会が平日に実施される場合は、地域クラブとして出場してもよいこととする。

⑩ 地域の活動団体との連携

国が示す部活動の地域展開の特性を鑑み、地域の活動団体と連携を図り、指導者確保に努めること。

⑪ 受益者負担の検討

令和10年度以降に地域クラブに参加する生徒の保護者から徴収を見込む受益者負担の金額の検証を行い、令和9年度第一四半期末日までに検証結果データを提出すること。

(2) 会議及び説明会運営サポート業務

① 保護者説明会の開催

保護者説明会の開催にあたっては、事業趣旨、運営体制、活動内容、保険、活動に関する連絡方法等について、区に配付資料の内容確認を得たうえで、保護者へ配付・説明すること。また、当日の会場設営及び撤収を行うこと。

② 区が実施する会議体への協力

区の求めに応じて、区の実施する各種会議体に使用する資料の作成及び出席をすること。

(3) 補助金申請に関する業務

東京都の補助制度を活用して事業を実施するため、補助金申請に必要な書類、資料提出に協力すること。

(4) その他、教育委員会と受注者が協議により必要と認めた業務

8 地域クラブ活動実施要件

受注者は、原則として「江東区立学校に係る部活動の方針（部活動ガイドライン）」の部活動の実施に関する事項に準拠し、本業務に取り組むものとする。その他、実施にあたっては以下の点に留意するものとする。

(1) 活動場所

対象校施設を利用することを原則とする。対象校施設以外の施設等を使用する場合には、移動や施設利用に関する費用等について、受注者と保護者で協議し、区の承認を得た上で実施する。また、移動に関する安全配慮等についても徹底すること。

(2) 活動日

指導者の確保及び保護者に対する必要な説明を終えて、準備が整った地域クラブから活動を開始すること。また、開始時期などについては区及び学校長と連携を図り決定すること。活動日の設定にあたっては、学校長や指導者と連携して決めることとし、1つの地域クラブの令和8年度の休日の最大実施回数は31回、平日も指導者配置を行う地域クラブの平日分は88回を最大とする。なお、令和9年度の最大実施回数は休日66回、平日180回とする。

(3) 指導者への報酬

区が支払う指導者報酬にかかる委託料は、1時間あたりの単価に、準備及び後片付けを含めた活動時間数を乗じて算出するものとする。主任指導者1名1時間あたり上限2,500円、副指導者1名1時間あたり上限2,000円とし、30分単位で計上する。30分未満は切り捨て、30分を超える場合は1時間として扱う。なお、引率等を含めた指導者への報酬額は1日8時間を上限とする。また、指導者が大会運営に必要な会議体等に出席する場合も、同じ報酬額とする。

(4) 指導実施困難が見込まれる場合の対応

指導者の体調不良や、活動の安全性が担保できない場合（高温時、風水害をはじめとした災害発生時、感染症の流行など）は、受注者の判断で活動を中止することができる。なお、その際は受注者が用意する連絡共有ツールなどを用い、区、指導者、学校及び保護者に情報共有を行うこと。また、活動中の熱中症発生を防止するため、労働安全衛生規則改正（令和7年6月施行）に基づく措置を講じること。

(5) 活動参加者

原則として、本事業の参加を希望する江東区立中学校・義務教育学校の生徒とする。なお、在籍校と希望する地域クラブの学校が認識の上、生徒が他校の地域クラブ活動に参加することは差し支えない。

(6) 対象クラブの合同化

事業実施期間中において、対象クラブにおける参加数の変動等により、他の地域クラブと連携して活動を実施することで、より十分な活動ができると認められる場合、受託者は、区

および該当する学校と協議のうえ、他の地域クラブとの合同による活動の実施を検討し、区の承認を得て合同化を行うこと。

(7) 学校との連携

学校施設の借用や、指導者との連絡調整については、受注者が行うものとし、施設を使用する際のルール等については、学校の要望を聞き、参加者にルール等を十分周知し、管理を行うこと。また、生徒指導をはじめ、いじめなどの重大事案につながりかねない事態について、学校と情報共有及び連携を図り、対応に努めること。

(8) 緊急対応

活動中の事故等緊急対応のため、受注者はあらかじめ対応マニュアル、連絡体制を整備し区及び学校へ提出すること。

(9) 大会参加における交通費・宿泊費・参加費

対象の地域クラブが「江東区立中学校部活動大会交通費等補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）」の別表に定める大会に出場する場合、生徒にかかる交通費等は、原則、参加生徒の交通費等を受注者が負担した後、受注者の請求に基づき、区が受注者に支払うこととする。但し、交通費等の支出基準は交付要綱第3条を準用するため、受注者は当該大会への参加に伴い発生する交通費等の必要経費について事前に区の承諾を得ること。

(10) 保護者が負担する費用

活動に際してやむを得ず保護者が負担する費用については、受注者と区及び学校長で協議して決めること。「江東区立中学校部活動大会交通費等補助金交付要綱」別表に定める大会以外の大会参加のための必要経費は、地域クラブとして大会に出場する場合、受注者が当該生徒の保護者から徴収した費用を大会に参加するための経費に充当すること。

なお、令和10年度以降においては、受注者において、活動生徒の保護者から受益者負担（毎月の参加費）及び生徒を対象とした保険料を徴収することを想定している。

(11) 保険手続き

本業務においては、生徒及び指導者を対象とした保険への加入手続きを行い、保険契約の締結、保険料の納付等、必要な事務を実施すること。

なお、選定する保険については、活動中の事故や怪我等に対して適切な補償が確保されるものとし、災害共済給付と同程度の補償内容を有するものを選定すること。

(12) こども性暴力防止体制

令和8年12月に施行予定の「こども性暴力防止法」に伴い、施行後、受注者として法に基づく措置を講じること。

(13) 問い合わせ窓口の設置

本業務の契約期間中、保護者及び対象校から問い合わせを受け付ける窓口を設置すること。なお、保護者等から指導中のトラブルについて問い合わせ・相談があった場合には責任をもって対応すること。

(14) 業務の完了

本業務の完了は、提出された報告書等を区が確認し、完了検査に合格したときとする。また、業務完了後に受注者の責めによる不備等が発見された場合、区が必要と認める訂正、補足及びその他の必要な作業を直ちに受注者の責任において行うものとする。

9 契約種別

単価契約とする。

10 委託金の支払

受注者は、毎月の指導等終了後、原則当月分の活動報告書を区に提出する。区は、検査を行い、合格後、受注者の請求により、各月の委託金を支払うこととする。

11 その他

(1) 守秘義務

個人情報の取扱いについては、別紙特記条項によるものとする。

(2) 引継ぎ

本業務委託満了等により業務委託契約が終了する際、または受注者が変更となる場合には、区及び引継ぐ事業者に対し、安定して円滑に事業運営が継続できるように引継ぎを行うこと。受注者は本業務にかかる引継ぎ書を作成し、書面により区に提出するとともに、引継ぐ事業者が実際の業務に立ち会い、実務を交えた引継ぎを行うこと。また、引き続き同じ指導者を地域クラブに配置することが生徒及び学校において望ましい場合、受注者は、引継ぐ事業者が現在の指導者と契約を行うことができるように配慮すること。

(3) 再委託

受注者は、本業務の全部又は主要な部分を第三者に委託してはならない。

業務の一部を第三者に委託する場合は、委託する業務の範囲、委託先その他必要な事項について、予め書面により区に申し出て、区の承諾を受けること。また区の承諾を受けて本業務の一部を第三者に委託する場合は、全て受注者の責任において行うものとし、本業務に関して受注者が委託する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、全て受注者の責めに帰すべき事由とみなして、受注者が負担するものとする。

(4) 損害の賠償

受注者は本業務の履行中に生じた諸事故等により、区及び第三者に損害等を与えた場合は、受注者が責任を負うこと。ただし、その損害のうち江東区の責めに期すべき理由により生じたものは区の負担とする。

(5) 疑義

委託業務実施にあたり疑義が生じた場合、または、この仕様書に定めのない事項が生じた場合は、担当と協議のうえ、決定するものとする。

12 担当

江東区教育委員会事務局教育支援課部活動改革推進担当 TEL 03-3647-9307

別表 1

No	学校名	対象クラブ （【※】は平日も実施）	令和8年2月時点 における対象者数
1	深川第一中学校	バスケットボール	17人
2		陸上	20人
3		バドミントン	18人
4		硬式テニス	17人
5	深川第二中学校	サッカー	21人
6		女子バレーボール	14人
7		野球	18人
8		陸上	29人
9	深川第三中学校	剣道	18人
10		野球	23人
11		陸上	22人
12	深川第四中学校	ソフトテニス	16人
13		女子バスケットボール	20人
14		サッカー	15人
15		女子バレーボール	28人
16	深川第五中学校	吹奏楽【※】	25人
17		剣道	12人
18		サッカー	30人
19	深川第六中学校	バスケットボール	9人
20		和太鼓	32人
21		陸上	16人
22		卓球	8人
23	深川第七中学校	バスケットボール	26人
24		バレーボール	17人
25		吹奏楽	6人
26		ソフトテニス	26人
27	深川第八中学校	女子バレーボール	11人
28		陸上	28人
29		ダンス	13人
30	有明中学校	ハンドボール	12人
31		卓球	27人
32	辰巳中学校	吹奏楽	10人
33		卓球	17人
34	東陽中学校	サッカー【※】	15人
35		吹奏楽	24人
36	亀戸中学校	バドミントン	48人
37		吹奏楽	18人

38		陸上	20人
39	第二亀戸中学校	男子バスケットボール	14人
40		バレーボール	20人
41		硬式テニス	29人
42	第三亀戸中学校	陸上	33人
43		女子バスケットボール	8人
44	大島中学校	ソフトテニス	31人
45		陸上	19人
46		吹奏楽	17人
47	第二大島中学校	バドミントン	26人
48		柔道	10人
49		ソフトテニス	21人
50		吹奏楽	17人
51	大島西中学校	男子バスケットボール	21人
52		卓球	19人
53		吹奏楽	14人
54		ダンス	未定
55	砂町中学校	ソフトテニス	50人
56		陸上	4人
57	第二砂町中学校	バドミントン	36人
58		卓球	27人
59		サッカー	25人
60	第三砂町中学校	卓球	9人
61		硬式テニス	36人
62	第四砂町中学校	バドミントン	32人
63		バスケットボール	24人
64		バレーボール	16人
65		ソフトテニス	36人
66	南砂中学校	バドミントン	28人
67		ソフトテニス	12人
68		デジタルクリエイティブ	22人
69	第二南砂中学校	卓球	11人
70	有明西学園 (後期課程)	バドミントン	36人
71		硬式テニス	30人
72		卓球	12人

※上記クラブは公募時点の予定であり、契約締結時及び契約期間中に変更する可能性がある。
 ※契約期間中に地域クラブ同士が統合または合同活動を行い、当初契約時よりクラブ数が減少する場合、受注者は関係者と協議のうえ、余剰となった委託費を活用し、追加で他の部活動を地域クラブへ展開するための指導者手配や運営調整を行うこと。また、諸事情により地域クラブ活動が廃止されることになった場合も同様の措置とする。